

公的資金の補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

○ 制度の概要

国の制度改正により、平成19年度から21年度までの臨時特例措置として設けられた制度で、地方自治体の厳しい財政事情を踏まえ、高金利（年利5%以上）の地方債に係る公債費負担の軽減を図るため、一定の条件を満たす団体を対象に、公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、公営企業金融公庫資金）の繰上償還を実施する場合に補償金が免除される制度です。

（通常、公的資金の繰上償還を実施する場合には、補償金として償還期限までの利子に相当する額を支払わなければなりません。）

○ 制度の適用

この制度の適用を受けるためには、平成19年度から23年度までの5年間に、行政経費の縮減、村税などの収入の確保、使用料等の適正化を図るため、「財政健全化計画」または「公営企業経営健全化計画」の策定が義務付けられています。

この計画の策定条件として、地方公共団体の集中改革プラン等との整合性を図り、計画による効果が補償金免除額を上回ることとされています。

南相木村では、普通会計及び公営事業会計のうち、簡易水道事業会計において、高金利（年利5%以上）の地方債が残っており、この制度を活用することにより財政健全化が図られることから、「公営企業経営健全化計画」を策定し、繰上償還を行うこととしました。

○ 健全化計画の内容

1. 公営企業経営健全化計画の基本方針
2. 財務状況の分析 …財務上の特徴、財政運営の課題
3. 今後の経営状況の見通し …計画前5年の経営状況の推移および平成23年度までの見通し
4. 行政改革に関する施策 …職員数（人件費）の削減、使用料の見直し
5. 経営改革促進効果 …収入の確保、経営の効率化

※本計画は、平成19年12月22日付で総務大臣から、平成20年2月28日付で関東財務局長からそれぞれ承認を受けました。

○ 対象となる起債および繰上償還額

借入先	起債の名称	借入年度	年利（％）	繰上償還額（円）	繰上償還日	効果額（円）
旧資金運用部	簡易水道事業債	昭和57	7.30	1,196,640	H20.3.25	204,760
		昭和58	7.30	2,349,598	H20.3.25	496,992
		昭和59	7.10	5,678,449	H20.3.25	1,393,859
		昭和60	7.10	4,682,170	H20.3.25	1,340,476
計				13,906,857		3,436,087

○ 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画（平成 19～23 年度）

（ P D F ）

※本計画に基づいて平成 20 年 3 月に繰上償還を実施しました。

繰上償還総額	13,906,857 円
繰上償還による効果額	3,436,087 円